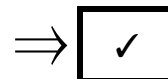


令和5年2月〇日

当団体では、令和4年12月4日から令和5年2月4日までに、〇〇クリニック
に出向いて職域接種を実施しました。

<該当する場合はレ点を記入願います。>

中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に
規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体
等複数の企業で構成される団体である。



押印は不要ですが、本様式は団体に作成を依頼
してください。

団体名	〇〇組合
代表者氏名	組合長 〇〇 〇〇
住所	愛知県名古屋市・・・
電話番号	***-***-*****

【参考】

○中小企業基本法〔昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号〕

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げる
ものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように
施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会
社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除
く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社
及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会
社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の
会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの